三画づくりの基礎的多

い街べ つくりの記録 区役所の主体的役割 中華街南門通りにおける試み

海老名英樹 古川邦雄 実〈中区役所区政部総務課調整係〉

はじめに

について紹介したい。 として、『中華街南門通りの街づくり』 いささかオーバーな表現になるかもしれ 市民参加による街づくり」といえば 本稿ではささやかな実例の一つ

二つは、街づくりを進める過程で、いま 域住民の選択に委ねたということ、つま において市民が参加し、計画の実施を地 へ一歩ふみ込ませたということである。 り、市民参加の街づくりを概念から実践 しい意味をもっている。一つは計画段階 この街づくりは、三つの点において新

> 職員に植えつけたことである。 があるという期待と意欲と自信を区役所 た区役所の機能にも変革と飛躍の可能性 従来、一定の枠組みの中で閉ざされてい とである。三つは、このことによって、 役所が、一定の役割をもって対応したこ

して次のことを特記しなければ ならな 的順調に進行中であるが、これ が かり 現在までのところの街づくりは、比較 成功といえるとすれば、その要因と

1 連帯感を深め同一目標に向けてエネル 個々の力の弱い人達を組織化し、

ギーを結集できたこと。

まで全くの素人で門外漢とされていた区

価した上で計画の実施を選択させたこ せるだけでなく、利益と負担を総合評 する過程で、単に地域の利益を期待さ 2

あったこと 提供、予算対応が適切でタイムリーで にイン・プットしたこと。 からサポートし勇気づけるための技術 関係各局が区役所の活動を多方面

Ъ.

おわりに

街づくりの検討 街づくり序章 南門通りの特徴

計画段階における住民参加を実現

中で得た住民意識と地域情報を正し く、しかも細かく吸収し、これを計画 ③ 区役所が地域住民と緊密な接触の

②地区における基礎情報の収集・公開システム ①新しい街づくりの記録 ③土地の確保とコントロール のあり方ー 海老名英樹 古川邦雄 -越山清澄 梅谷泰久 ——松田泰征

南門通りの特徴

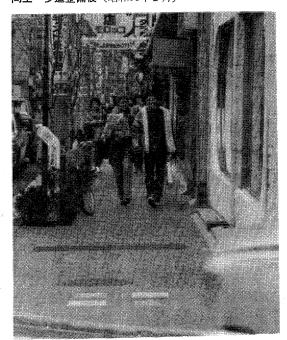
下公園、 街とはいえない。しかし、背後地に、山 考える限り決して最適の立地条件の商店 ○分のコースであり、国電の駅を中心に けて南門通りへ入る道、それぞれ徒歩一 南門へ入る道、または、中華街通りを抜 石川町駅を起点にして元町し前田橋から 路幅員九~一〇メートルの通りである。 との間にある延長約三二〇メートル、道 角の東門(山下公園側)と南門(元町側) 南門通りは東西南北の門に囲まれた一 港の見える丘公園、外人墓地等



前田橋から中華街南門通をのぞむ―整備前(昭和51年6月)

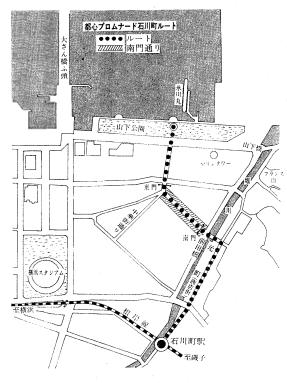


步道整備後(昭和53年2月)



にぎわいと明るさをとりもどした街並

図--- 1 位置図



土地利用状況

			軒 数	間口
店		舗	39	m 295
業	務	他	8	100
住		宅	6	35
宅	地・駐	車場	. 8	180
	āl·		61	610

中国人居留地があり、唐人町とも呼ばれ 販売をした発祥の地でもある。明治時代 本村通りも繁栄していた。しかし戦災に 現在の中華街がすでに形成されており、 になると商店、人家も密集し、 は、前田橋際に牛乳しぼり場を設け牛乳 な歴史をたどってきている。文久初年に 居留地のメイン・ストリートとして多彩 来、本村通りと呼ばれ山手居留地と山下 南門通りは、安政六年の横浜開 西側には 港

を控え、元町と中華街を結ぶ横の連絡路 という役目を担っている通りである。(図

著しく立遅れ現在にいたった。しい復興をとげたが、この前田橋通りはた。戦後、元町や中華街通りは、めざま破壊されあとかたもなく焼失してしまっ

注 名称については、本村通り→前田注 名称については、本村通り→前田

―街づくり前の姿

ではっている。 一杯況をみると、表―1のと おりで あ のになっている。 の他を含め計六一軒 のはなっている。

道路状況――南門から東門まで約三二 ○メートル、幅員九~○メートルであるが、複断面の歩道はなく、ガード・レるが、複断面の歩道はなく、ガード・レールにより歩車道が区分され、歩道部分には電柱が立ち並び、あるいは自動販売機が放置してあり、来訪者は車道にでなければ通行できないという危険な場所でければ通行できないという危険な場所でおった。

一――街づくり序章

一地元の動き

としてはじめて街づくりへ動き出してい南門通りは、プロムナード事業を契機

ている。陳情者は、 歩道設置と前田橋の架け替えが要望され たYMI構想である。Y(山下町)、 かった。ただ次の二つが目につく程度で の積極的な動きを示すものはほとんどな ったが、それ以前には街づくりへの地元 街・学校長であった。 和五十年十二月四日の市長陳情であり、 発想はこの中にはない。他の一つは、 連鎖ということだけで、街づくりという づけられている。しかし、単なる商店の 南門通りは回廊式商店街とするよう位置 となりまとめたものであるが、この中で ある。一つは、 I (石川町)の各商店街が中心 昭和四十八年に発表され 地元の自治会・商店 M 昭

没─都心プロムナード石川町駅ルートの

ついて話し合いがもたれた。

ついて話し合いがもたれた。

のいて話し合いがもたれた。

のいて話し合いがもたれた。

のいて話し合いがもたれた。

のいて話し合いがもたれた。

のいて話し合いがもたれた。

れるが、そのほかにも多様なルートが考橋―中華街入口―山下公園が最適と思わわれた。①ルートとして石川町駅―前田われた。①ルートとして石川町駅―前田

を えられること。②しかし、いずれもさき えられること。②しかし、いずれもさき り、街区形成が不備で現状のままではプロムナード整備もあまり意味がない。③ したがって、プロムナードの前提として と であること。④プロムナードの絵タイル やサインボールは、地域の自主管理によ やサインボールは、地域の自主管理によ やサインボールは、計画段階における地元 ある。と であること。②しかし、いずれもさき えられること。②しかし、いずれもさき えられること。②しかし、いずれもさき えられること。②しかし、いずれもさき たんが である。

また、多様なルードのうち南門通りが 最適な理由としては、①元町と中華街と いう本市の代表的な商店街、さらには山 いう本市の代表的な商店街、さらには山 下公園を連結する重要な位置にあり、ポ テンシャルが高いと同時にこの通りの整 備によって相乗的な効果が期待される。 ②南門通りの土地利用が他にくらべて遅 れていることと、各筆の土地の形状から 壁面線指定による街づくりになじみやす いということがあげられた。

❸─区役所の対応

り、失敗したあとの跡始末を区役所が背り、職員の能力を超えている 問題で あづくりの先陣を承ることになったが、当づくりの先陣を承ることになったが、当

的に受け止めることになった。 も一部にはあった。しかし、ともあれ、 も一部にはあった。しかし、ともあれ、 は念だけの市民参加の実践の場として格好なケ への市民参加の実践の場として格好なケ とも区役所という立場でこの問題を主体 とも区役所という立場でこの問題を主体

◎─地元への働きかけ

を試みた。
と武みた。
と武みた。
と武みた。
と武みた。
との地区は、当初から南門通りという
とのは体となってもらうか明確ではなか
の母体となってもらうか明確ではなか
のはなななった。
とこで、二段、三段のアプローチ
のが区は、当初から南門通りという

整備を提案し、併せてそのための地元のといるととにはじまり、幹部と個別に話し合うことにはじまり、大、話し合いの内容も地域のミクロ的な問題に限定せず、よりマクロ的な問題に限定せず、よりである。また、話し合いの内容も地域のミクロ的な問題に限定せず、よりでで初めて壁面のいても話し合った。かくして、南門通りに面した人々を対象に「南門通りに面した人々を対象に「南門通りに面した人々を対象に「南門通りに面した人々を対象に「南門通りと面した人々を対象に「南門通りと関係を提案し、併せてそのための地元の整備を提案し、併せてそのための地元のを確認を提案し、併せてそのための地元のを確認を提案し、併せてそのための地元のを開きにはいる。

の押しつけや強制は全くなかったことで

組織化も提案した。

図─ 2 南門通り歩道整備現況図

地元の選択に委ねたことである。この間でながった。この時期にはさまざまな噂をはかった。この時期にはさまざまな噂をはかった。この時期にはさまざまな噂をはかった。この時期にはさまざまな噂をはかった。この時期にはさまざまな噂をはかった。この時期にはさまざまな噂をはかった。この時期にはさまざまな噂をはかった。この時期にはさまざまな噂をはかった。この時期にはさまざまな噂をはかった。この時期にはさまざまな噂をはかった。この時期にはさまざまな噂をはかった。

南門通りプロムナード促進協議会」が結れ、同月二十六日の地元総会で「中華街という朗報が地元の代表者からもたらさの五九名中五八名が街づくりに同意したの五九名中五八名が街づくりに同意したの五九名中五八名が街づく

成された。

の地域住民の参加として、

地元の直接的

ある。これは、決して作戦でもなく真底

一街づくりの検討

四

れていった。うな役割分担をしながら具体的に進めらいては、各局がそれぞれ大まかに次のよいては、各局がそれぞれ大まかに次のよいでは、

まず、事業を企画し、総合的構想及びまず、事業を企画し、総合的構想及び、整備、その他これに伴うさまざまな工事関係を申土木事務所が行い、さらに、緑政局が街路樹やグリーンベルトのに、緑政局が街路樹やグリーンベルトのに、緑政局が街路樹やグリーンベルトの植樹関係を担当し、各局がその専門的見地から協議し、共同して事業を推進する地から協議し、共同して事業を企画し、総合的構想及びます、事業を企画し、総合的構想及びます。

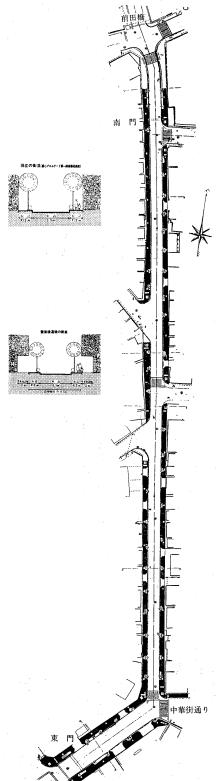
な利害をからませながら、この計画実施な利害をからませながら、この計画実施と地元の立場、考え方の相異から、事業と地元の立場、考え方の相異から、事業と地元の立場、考え方の相異から、事業とがでこの事業に取り組んでいった。

れに対応する施策を提言する。 で把握し、局へ投げ返し、あわせてこを、区役所が住民との密接な折衝の中を

を必要とする問題が生じた。れていったが、その過程でいくつか調整線り返しながら、具体的な作業が進めら緑の三者が、各々の立場から協議をたえずの三者が、各々の立場から協議をたえずの三者が、各々の立場から協議をたえず

同意について・壁面後退に対する地元の

壁面後退を基礎とした都心プロムナード 壁面後退を基礎とした都心プロムナード と狭い上、歩道も設置されていない。 ルと狭い上、歩道も設置されていない。 に対し、総タイルを埋め込んでも豊かな歩行 し、総タイルを埋め込んでも豊かな歩行 し、絵タイルを埋め込んでも豊かな歩行 し、にか道を新設 にあってがあり、プロムナー 大事業として効果の少ない結果に終って にすう。そこで第一に考えられたのが、 しまう。そこで第一に考えられたのが、



る。 この都心プロムナード事業のルートとし 後退に対して地元の同意が得られれば、 にその計画を選択させるということであ を行政が押しつけるのでなく、地域住民 ことであった。しかも、それはこの計画 て南門通りを通す計画を進めようという 事業の構想であった。したがって、

手するという方針を提示した。 当する中土木事務所は、壁面後退への地 三メートル、高さ五メートルを理想とす 門通りをルート決定するには、 街を通ざないという原則であったが、南 元の同意が確約された段階で、 るという考えであった。 南門通りのように狭い通りでは、 地元と市との協調姿勢による壁面後退を 企画調整局の考え方は、ルートに商店 な前提とするということである。 実際に工事を担 工事に着 積極的な 後退幅

幅も最少限度に押えることをのぞんだ。 との意向であった。さらに、壁面の後退 後退は将来の理想的目標として理解して 狭い土地を含め、民地の一部を歩道とし であり、プロムナード事業に南門通りが 色を示した。地元には、歩道整備は念願 て削られることへの不安もあった。 含まれることは歓迎しながらも、敷地の そこで区役所は、 こうした市側の考え方に対し地元は難 指定に先行して歩道整備を進めたい 地元住民と関係局を

> 集め、 二・五メートル、高さ三メートルという 退が不可欠であることを強調した。当初 車道の整備工事が着手されたのである。 盛りこまれた。これにより南門通りで歩 るものと思われた。そこで、再度区役所 配的意見とするにはかなりの時間を要す らかなりの賛意も示されたが、地域の支 トル案は、さすがに地元負担が大きすぎ の案である奥行三メートル、高さ五メー としても街づくりを進める上で、壁面後 要望書が提出され、この中に壁面後退が ド促進協議会より、プロムナード事業の に対しては、 り街づくり協定書」の中に明記され、 けの結果、最終的に同意を得るにいたっ た。こうした区役所の地元調整の働きか ぎりぎりの案を示し、地元の判断を求め より奥行二メートル、高さ三メートルの 提案をした。この提案に対しては、地元か たので、あらためて区役所案として奥行 地域住民の間での同意は、 中華街南門通りプロムナー 「南門涌 īħ

❷─植樹をめぐっての調整

ず、街づくりへ向けての地元の合意事項 た。しかし、地元の緑化への熱意は薄れ

として譲らなかった。こうした地元の意

条件にあう個所を検討したところ、三カ と区役所が実際に現地へいって調査し、 どの問題点がだされた。そこで、 育がし難い点、植樹の地元管理の確約な

一五本程度が可能という結果になっ

れた。緑政局からは、狭い歩道への植樹

木と人とのすれ違いにより樹木の成

えが中土木事務所、

企画調整局からださ

る緑化は、技術的に困難が多いという考 希望どうり街路樹、グリーンベルトによ るこうした条件から判断すれば、地元の 隔として一・五メートル以上が必要とな ある。さらに、歩道を人がすれちがう間 トは六〇センチ以上のスペースが必要で 普通七〇センチ以上、またグリーンベル

は 退の同意をとりまとめていく際の要素の した。また、緑化は、地元の中で壁面後 路樹、グリーンベルトの設置を強く希望 一つでもあった。さらに、 緑化についての地元の熱意は強く、 街路樹等の地元管理も盛り込まれて 先の協定書に 街

数回にわたり会議を開き、区役所

限られ、 されている。 て姫リンゴが選ばれ、地元の人々に歓迎 力を依頼し、緑政局が地元の人と協議を 選定については、区役所より緑政局に協 の案も提示されたが、植樹可能な部分に した結果、本市ではじめての街路樹とし 性が強く、フラワーボックスの設置など 地元との調整がついた。 樹木の

広いといえない。街路樹を植えるには、

メートル程度であり、歩道としても充分 面後退前では約二・五メートルと一・八 題点があった。道路幅員が狭く歩道も壁

❸─工事費の地元負担について

民の共有財産として管理を行うことに決 ながらまとめていった。 地元は負担金を各々の建物の間口幅によ 壁面後退後の歩道舗装については全額地 ルによる高級舗装は、 の公平性からも新設された歩道の基礎工 事費の負担は、すでに前例もあり、 ドとして整備するというものである。工 道商店街があるが、レンガタイル る均等割で集め、完成後の歩道を地域住 に区役所が地元への了承を働きかけた。 元負担という方針を示し、関係局ととも 事費を市が負担し、その上のレンガタイ き、絵タイルを埋め込んで、プロムナー め、街づくりへの地域の連帯感をつくり 新設された歩道は、 地元負担、 前例としては馬車 さらに を敷

関係局

所 確保に努めた。このように関係局、 柱を道路の片側に移設し、歩行者空間 また、中土木事務所の協力により、 地元の間に何度も協議を重ねて、 阼

リーンベルトについては、技術的な困

係局の協力を得、地元の意向 を 生 か し 再検討を強く申し入れた。この結果、関 後退の実現を促進する立場から関係局に 向を区役所として真剣に受けとめ、壁面

約五〇本の植樹が可能となった。グ

28

いた。

しかし、この緑化は技術的側面より問

期事業への出発でもある。 出事業への出発でもある。 期事業への出発でもある。

9―第二期街づくりへの協力体制

市整備局に依頼した。
お整備局に依頼した。
お整備局に依頼した。
を後の街づくりへ推進の協力を経済局、都が開始したのである。地元の街づくりへが開始したのである。地元の街づくりへが開始したのである。地元の人々の模索が開始したので、今後の街づくりの具体とうした中で、今後の街づくりの具体

に、壁面後退について建築基準法による に、壁面後退について建築基準法による とりを進めていくこととなった。 さらくりを進めていくこととなった。 部 が等を含めた再開発の指導を行い、街づ とりを進めていくこととなった。 部 は、地元に対し、今後の街づく かの方向性、共同ビル化、建物のデザイ が等を含めた再開発の指導を行い、街づ とりを進めていくこととなった。 で りの方向性、共同ビル化、建物のデザイ が等を含めた再開発の指導を行い、街づ

> より進められる。 お手続き及び今後の建築指導が建築局に 法的指定が行われる予定であり、その法

バックアップの体制ができたのである。て、関係局の協力体制がとられ地元への以上のように、今後の街づくりに向け

五おわりに

う色彩が強い。こうした職員のパッショ い区役所が前面に立つという初体験をし いう街づくりに、技術も経験も予算もな (1) 階で区役所職員が参画する途を不断に開 ころが大きい。これを要約すれば――区 た。しかも、 であるにしても、フィジカルな分野、ソフ ていてはならない。大部分はそれが使命 の下請的実施部門の位置だけにとどまっ 役所はすべての分野にわたって本庁各局 かねてからの一つの持論に影響されると ンをかりたたせた動機としては、 行動というよりも、 の分野のいずれにかかわらず、計画段 今回南門通りのプロムナード事業と 本庁各局の要請を受けての 自ら買って出たとい 区長の

の主体的な責任を持つ必要がある。当面とない、とかく停滞しがちな区役所における円滑を期待できる。そして、ゆにおける円滑を期待できる。そして、ゆにおける円滑を期待できる。そして、ゆにおける円滑を期待できる。

区役所職員が持ち合せていない調査・計画の技術手法等については、各局の暖いのを持っている。その一つが地域住民ののを持っている。その一つが地域住民ののを持っている。その一つが地域住民ので対応を誤ったため、問題がエスカレーで対応を誤ったため、問題がエスカレートした事例も多い――。

(2) 市民参加の街づくり、しかも計画段(2) 市民参加の街づくり、しかも計画段であったこと、つまりは地元がいずれを選択を地元に委ねることができる問題であいたこと、つまりは地元がいずれを選択

ければならない課題である。として格好のテーマであった。しかし、一方の極と他方の極が先鋭的に相対立する問題や、市民に選択をたやすく委ねられない問題についての市民参加は、これれない問題についての市民参加の実践

るので、 有者は、 用に供される舗装の費用についてまで自 限を受けるだけではなく、歩道として利 者の負担となっている。このため土地所 退後の民地部分の舗装は、その土地所有 的な課題であるが、現在の制度では、後 らかの形で地元の負担を軽減する施策が 己負担を強いられる。このことが壁面後 て――これは街づくりにあたっての内容 講じられることが望ましい。 退を進める上で一つのネックとなってい (追記) 壁面後退後の舗装の負担につい 後退後の舗装の費用について何 自己の所有権の利用について制